

# おがさわら人とペットと野生動物が共存する島づくり協議会 設立の経緯と趣旨

## 1. 検討経緯

平成 23 年

- 6 月 小笠原諸島世界自然遺産登録  
世界自然遺産拠点施設整備の検討開始
- 10 月 東京都獣医師会「今後の小笠原における動物医療対策の必要性について」
  - ・世界自然遺産指定後の希少動物保全上の課題（拠点施設、体制の不足）
  - ・救護、健康管理、検疫、飼い主への教育普及等、日常的な動物医療の必要性以上により、世界自然遺産の拠点施設に動物医療部門を設置することを要請

平成 25 年

- 3 月 環境省「小笠原国立公園小笠原世界遺産センター（仮称）基本計画」
  - ・外来種検査・処置機能、傷病鳥獣の一時受入等の機能を想定した一室を設計
  - ・運営上、施設への獣医師の常駐は想定せず、地元関係機関等の要望等で人員配置が必要な場合は、関係機関で協議会を組織し、各構成組織が応分の負担により運営する仕組みが必要
- 12 月 小笠原自然文化研究所「世界自然遺産センターにおけるペット由来外来種の対策拠点の整備についての提言」
  - ・外来鳥獣対策の拠点
    - ①ネコ対策の拠点、②ペット由来外来種の発生予防及び管理の拠点
  - ・個体レベルで保護が必要な希少野生鳥獣の保護拠点
  - ・野生動物の感染症モニタリング拠点
  - ・補足的機能として、一般傷病対応

平成 27 年

- 3 月～ 実施設計において、動物対処室（動物医療機能を有する一室）の整備決定  
運営方法に関する具体的検討、調整の開始

## 2. 設立趣旨

小笠原諸島は、平成 23 年 6 月に世界自然遺産に登録され、その稀有な生態系とそこに生息する野生動物を保全するために、人が持ち込む動物も含めた外来種への対応が求められている。また、小笠原にしか生息しない希少野生動物の保全を図る上では、個体レベルで保護が必要である。

小笠原村においては、平成 10 年に小笠原村飼いネコ適正飼養条例を制定し、飼いネコの飼養登録などによる適正飼養を推進するとともに、関係機関や関係団体（小笠原ネコの連絡会議）との協力のもと「人とペットと野生動物の共存」を目標に掲げて飼い主のいないネコ（ノネコ、ノラネコ）対策を進めてきた。これにより、希少鳥獣の生息数の回復などの成果が見られているが、永続的な共存を実現するためには、ネコを含めたペット由来の外来種が新たに生まれることのないよう適正飼養を徹底するとともに、飼い主のいないネコの根絶を目指し、世界自然遺産としての自然的・社会的特性に応じた管理体制を構築することが必要である。さらには、負傷した野生動物を適時保護することの出来る体制についても望まれる。

平成 29 年 4 月に開館予定の世界遺産センター（仮称）において、動物医療機能を有する「動物対処室」が整備されることを受け、関係機関・団体の協力のもと、獣医師の配置により上記の体制を構築するため、本「おがさわら人とペットと野生動物が共存する島づくり協議会」（略称：小笠原動物協議会）を設立する。

## 3. 協議会の役割

- ①ペット由来の外来種を生み出さないための適正飼養の推進
- ②ペット由来の外来種である飼い主のいないネコ対策
- ③外来種等による被害、影響を受ける野生動物の保護

## 4. 協議会の構成

関東地方環境事務所

小笠原自然保護官事務所

首席自然保護官

関東森林管理局

小笠原諸島森林生態系保全センター

所

長

小笠原村

村

長

公益社団法人 東京都獣医師会

会

長

NPO法人 小笠原自然文化研究所

理

事

長